

議会だより

やま と

# 山都

第7号

2013.2

熊本県山都町議会

## Contents

## 主な内容

12月定例会議案審議 …………… 2	一般質問4名 …………… 4
・24年度一般会計補正予算(第5号)	議員研修報告 …………… 6
・山都町消防団の定数改正	議会:シリーズ⑥ …………… 7
・新庁舎建設工事請負契約案否決	議員定数改正 …………… 8
	我が町のデータ・あれ!これ

希望の年へスタート



# 12月定例会

平成24年山都町議会第4回定例会は、12月6日に開会し、12日に閉会しました。  
本会議では専決処分1件、条例7件、補正予算6件、その他3件を審査して、議案第74号(役場新庁舎建設工事、請負契約の締結について)は、賛成少数で否決し、その他は全会一致で可決承認しました。

## 24年度一般会計補正予算(第5号)

補正予算(第5号)が上程され4,470万円を減額し、歳入歳出予算の総額は132億4,400万円となりました。主な事業は次のとおりです。

庁舎建築費	1億7,090万円の減額(工事請負費を次年度以降に設定等)
障害者福祉費	8,419万円の増額(介護・訓練等給付費等の不足)
児童福祉施設費	1,300万円の増額(保育園の嘱託保育士報酬、保育士助手報酬の不足)
環境衛生費	1,449万円の増額(簡易水道特別会計への繰出金)
農業土木管理費	1,000万円の増額(かんがい排水事業負担金)
中山間地域総合整備費	1,273万円の減額(換地業務を県で実施等)

**Q** かんがい排水事業に関連して、国営開発パイロット事業の負担金滞納についてどうなっているか。

**A** 本事業(かんがい排水事業)を実施するに当たり、県から過去の未納分について、確実に分納するよう指導していくことと、分納が滞った場合は事業を中断することもあり得るとの条件がつけてある。

## 山都町消防団の定員が改正されました。

消防団員が年々減少しており、現状に近い定員に見直す必要があり、団員の定員を「920人」から「740人」に改正されました。

今後は、消防団OB等を中心に「自主防災組織」を各地域に設置し、住民の安心と安全を図りたいものです。



新庁舎完成予想図

# 山都町役場新庁舎建設工事 請負契約案を否決

新庁舎建設工事について、契約額12億7,118万円、契約の相手方を佐藤・大栄建設工事共同企業体とする請負契約案が提出され、質疑・採決の結果、賛成少数(賛成5・反対11)で否決されました。主な質疑は以下のとおりです。

## 資材活用及び設計見直し

- Q 町有林を伐採し製材しているが、保管状況はどうか。また、加工の時点で歩留まりが40%ぐらいまでおちるのではないか。
- A 清和地区に保管している。製品への加工時点で70%の歩留まりかと思う。
- Q 約10年前に庁舎の設計がされたが、資材、工法などが変化する中で、設計の見直しは。
- A 設計の見直しは実施している。

## 地元業者の能力・信用度

- Q 地元10社の執行能力、技術力、資金力はあるのか。また、総合的な信用度はどうであるか。及び過去において指名停止、工期割れ等の違法な行為はなかったのか。
- A 諸々の条件を事前に提示し、落札後、参加資格の審査を行う事後審査型であることを明示している。また今回の参加業者には、違法な行為の業者はいない。

## 最低制限価格の変更

- Q 最低制限価格を85%から90%にするのは年度当初からが自然であり、町民のコンセンサスを得る努力が必要である。
- A 時期については悩ましいところであるが、入札の適正化を図る観点、品質の高い公共事業という町民の負託に応える中から検討の結果、10月1日の下半期と決定した。

## 地方自治法第92条の2との関係

- Q 落札した地元企業は、社会通念上、代表者は議員であり、地方自治法第92条の2に抵触しないのか。
- A 資格審査の中で、業者の役員及び株主、出資者調書を徴しているが、そうした事例はない。

## 施工監理体制

- Q 庁舎建設にあたっての監理体制はどの部署があたるのか。その知識、技術はあるのか。
- A 施工監理は、新庁舎建築対策室を中心に総監督員、監督員、補助監督員体制を予定している。専門分野の管理については設計業者のNTTファシリティーズや県の建築主事にお願ひする。
- Q 設計会社のNTTファシリティーズにCM契約をさせるとしているが、外部の目からCM契約をした方がよいと思うが。
- A 一般的には設計業者が施工管理契約もする。施工監理は、設計業者だけでなく県の建築主事等を含めトータルでやっていきたい。

### ※CM契約とは

コンストラクションマネジメント契約といい、「設計者」や「施工者」といった従来の利害関係者がプロジェクトするのではなく、第三者性を持つ専門職がその役割を担い、プロジェクトの工期遅延、予算超過などを防止するため、発注者、設計者と一体となってプロジェクトの全般を運営管理する方式。



中村 益行

### 甲斐町政の総括

**問** 町長勇退に当たり、これまでをどう総括するか。財政の健全化、インフラ整備、保健、福祉の充実、自治振興区が象徴する住民自治の進展等は評価するが、庁舎問題や国・県議会の選挙区問題に課題があった。特に庁舎問題についてのきちんとした説明や意志表示に欠けていたのは残念だ。

**答** 長きにわたり努めた町長職は難しいものがあり、町民の期待に対する成果はどうだったかと思う。地方分権という中で、県、国にも涉り合う力を付けながら健全な財政運営また事業展開等、信頼される行政をしてきた。競争に知恵を出すことは必要であるが、何かを作ることで評価を受け

ることはしなかった。自治振興区は、新たな住民自治の醸成には成果があったが、今後に必要な課題である。国政選挙は3区と4区、農協、森林組合は上益城と阿蘇に別れている。合併推進したが、県も合併について応援していただきたい。一体感を築くため自ら身体を動かして住民に身近な行政を訴えてきた。町としてはインフラ整備、施設配分等をしてきた。

### 竹林対策

**問** 里山再生と竹林対策に、竹材を資源として活用する具体的方策に取り組むべきでは。

**答** 竹林対策は非常に大事である。地域からの提案もあっているし、肥料としての利用など竹の粉は活用性があるので進めたい。

県も含め協議していく。

### 町税滞納の処理方策

**問** 町税等の滞納処理に専従員が必要では。

**答** 専門員も欲しいが、御船町では警察OBを雇用している。併任徴収の事例もあり来年度検討する。

### 自然エネルギー問題

**問** 自然エネルギー施設を思いつきで自治体が軽々につくるべきではないが、適地選択の情報は提供していくべきでは。

**答** 情報提供はしている。進出企業については



里山を覆う竹林

### 教育問題

**問** 人権集会に教職員が参加できる日程を考慮すべきではないか。

**答** 期間設定について講師の日程もあるが、先生たちが参加しやすい形で設定していく。



梅田 幸雄

### 庁舎建築

**問** 工事期間は。

**答** 24年12月から26年6月までとしている。

### 監理体制について

**問** 監理体制について、は町が主体性を持つて体制を構築すべきでは。

**答** 施工監理は大事である。施工管理主体はN T Tであるが、県の建築主事も応援すると言っている。住民に迷惑をかけたが立派な庁舎をつくりたい。

### 行政と住民組織の強化

**問** 機構改革を早急にすべきだが、どんな理念の基にどう進めるのか。

**答** 新庁舎の建設、交付税の一本化等を考慮し、行革推進本部の中に幹事会を設け機構改革、行政改革に取り組んでいく。

### 職員、町民からの意見聴取

**問** 職員、町民からの意見聴取をすべきではないか。

**答** 簡単に進めていくものではない。職員、住民の意見も必要である。案を練るために下部組織を作つて議論していく。そのための幹事会である。

### 行政の政策立案は一元化すべきではないか

**問** 行政の政策立案は一元化すべきではないか。

**答** 今後、どういう事業を展開していくかが大事であり、交付税の一本算定の時期や庁舎完成を見据えながら、機構改革の中で検討していく。

### 区長制と自治振興区を一本化すべきではないか

**問** 区長制と自治振興区を一本化すべきではないか。

**答** 147の区があるが役員の成り手が少ない。自治振興区は任意団体ではあるが地域の活性化に取り組まれている。今後、色々な意見を聴きながら組織の在り方を考えたい。

### 棚田サミットの総括

**問** この大会をどう総括され、今後の本町農業振

興にどう活かしていくのか。

**答** 2日間で1331名の参加があった。これまでと違ったサミットであり、総体的には好評であった。これからは、サミットを通して国に対する発言力、農政サイドに条件不利地域をいかにアピールしていくかが大事である。

### 甲斐町政22年を振り返って

**問** 町民、職員へのメッセージを。

**答** 長きに亘り理解を頂きながら行政をやってきた。愚痴からは次の発展はない。町民も一緒になつて共に町の発展に尽くしていけば、夢の広がる町であると思う。



棚田サミット オープニングセレモニー



本田 忠次

教育のバランス

**問** 教育は人格の完成を目指すことであり人権の心が必要と教育長は

**答** 知っているが具体的には。のとれた教育指導をする。

**問** 武道が必修化されたが、その意義と実態について聞きたい。

**答** 体育指導の中で、体をつくり、精神力をつ

くっていく。また礼儀作法も取り入れられている。

**問** 差別問題

**問** 何故、差別はなくなる

**答** 端的に言えば差別する人がいるからである。

**問** 差別する人がいるから差別がなくなるならない

**答** とは現象だけをとらえた認識であり差別解消には

つながらない。差別は人間の本性に関わるものであり、人間は差別が好きだ。原理・原則を理解すれば悪い差別はなくなる。

**問** 差別は人の心の問題が大きく左右する。差別をしても自覚がないか

**答** も知れない。思いやりのある人間であってほしい。

いじめ問題

**問** 本町は十年來いじめがおきないように実践教育をしてきたので、いじめはなかったと教育長は報告したが、児童の不登校4ヶ月や傷害事件はいじめではなかったのか。

**答** 一人の子どもを採り上げることがいいのかどうか、質問はいじめについてであり、このことは警察が調べて「いじめではない」との連絡から、いじめではないと答えた。

**問** 甲斐町政22年を省みて

**答** 今、町民に届けた言葉は何か。

**答** ありがとうございます。庁舎問題もそうだが、支援と

いう意味で意見を頂いた。どうしてもやりとげたかったことは何か。

**答** 高原公園都市を目指しそして実施してきた。町民の品格も備わってきたがまだまだである。

**問** 次の首長に伝えたいことは。

**答** 品格の高い町。協働・協業のできる町を期待している。高速道路の完成を目指し町民とともに頑張るしてほしい。

**問** グランドゴルフ場の建設の考えは。

**答** グランドゴルフ場は、高速道路の捨て土を利用したい。国民宿舎の客の利用もあり、次の長期計画にいれてほしい。



井手 邦男

保育園の統合は

**問** 保育園の統合はできないか。

**答** 児童福祉部会で協議中。本年度内に結論を出したい。

**問** 公立、私立、へき地保育所を含めて検討できないか。

**答** 公立とへき地の統合を民間委託も含めて検討。私立保育園は町の権限が及ばないが、全体的な検討は必要と思う。

**問** へき地保育所の保

育料が安い、へき地保育所への補助金はあるか。

**答** 補助はない。へき地保育所は認可ではなく町が保育料を設定してる。

**問** 狩猟の現状と登録

**問** 狩猟の現状と柵・罾の申請は。

**答** 23年度の補助金は1000万円を超えている。本年度は975万円の予算措置である。昨年97件、本年は50件程度。柵罾の貸し出しのため87台を準備している。電気柵の効果を出すには広範囲で設置することである。

**問** 毎年の登録料が狩猟税、狩猟会費等、2万円程かかる。必要なのか。

**答** 助成措置はない。有害獣駆除等については長期的な対応が必要。

**問** 蘇陽地区の特区の内容は。山都町全域は出来ないのか。

**答** 平成15年に特区になつていて。免許が無くとも講習を受ければ捕獲罾等の設置ができる。その際、有免許者の指導が必要である。小泉内閣時代の特区であり、上益城郡内は当てはまらない。

生活保護

**問** 生活保護について

**答** 97名の受給である。23年度の新規申請は21件保護開始17件だった。生活困窮者で生活保護、医療保護等があり、町が受付を行い、福祉事務所へ申請、そこで審査し決定している。車については、事情次第で所有もできる。

**問** 若者で仕事がなく、身体が弱い人がいるが。

**答** 町の対応は、福祉事務所や関係機関に連絡をすることである。

**問** 御岳第二グラウンド(グラウンドゴルフ場)の管理体制

**問** 管理体制について

**答** 管理できないか。

**答** 現在、町直轄管理で、芝管理は少年野球部に委託。芝管理も含め希望者がいれば検討する。



答弁する甲斐町長



同和保育園児の太鼓

# 研 修 報 告

## 議員(経済建設常任委員会)行政視察研修

### どう、取り組む！先進地(武雄市・唐津市・長洲町)を視察

11月14～15日にかけて、経済建設常任委員会と関係課長で行政視察研修を行った。武雄市では、「いのしし課」が設置され、鳥獣食肉加工センターで食肉処理・販売を行っている取り組みを研修した。課題として、ジビエ商品に適さない食肉処理が多数であり、収入も安定せず、経営的には苦しい状況とのことで、その他の課題も見受けられた。

唐津市では、唐津くんち曳山の施設を見学した。施設は入観料を徴して、収入を維持管理費に当てたり、また、施設の出入り口には地元商品の売店もあり収益を上げていた。本町でも、旧浜町会館及び敷地内の利活用が検討されているが、参加議員から今後、どのような視点で利活用するのかを明確にして、場合によっては有料観光施設としての活用も視野に入れるべきではとの意見があった。

長洲町では、メガソーラー施設を研修し、課題もいくつかあるが、国・県とともに再生可能エネルギー強化の取り組みが進められている。本町でも取り組みが始まっており、その可能性に期待する。



武雄市視察

## 住民目線の広報づくりを目指して

### ～議会広報研修会に参加～

11月28日に県町村議会議長会主催による議会広報の研修会が熊本市で開かれた。今回は県内議会広報紙コンクールで入賞した町村議会広報紙の優れた点に学ぶとともに「住民目線の議会広報を目指して～一般質問の取扱いを中心に～」をテーマにパネルディスカッションに参加し、他町村の取り組みを検証した。研修会に参加して今後は、議会内での出来事、すべてにおいて真実と正確さを住民に分かりやすく伝える工夫や、一般質問を中心に編集、構成していきたいと考えています。

なお、広報コンクールでは、本町議会広報紙は惜しくも第7位と入賞には一歩及びませんでした。入賞町村は、御船町・あさぎり町・長洲町・錦町・高森町でした。



パネルディスカッション

「シリーズ議会」も最後です。今回は議会の規律と懲罰について説明します。

## 規律

議会がその権威を保持し公正な審議、決定ができるよう地方自治法及び会議規則で、自主的に規律を保持し規制するための権限が与えられています。

### 1) 議会の品位の保持

地方自治法及び会議規則において「議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」「議員は、議会の品位を重んじなければならない」と規定しています。

### 2) 侮辱に対する措置

議員が、本会議や委員会で侮辱を受けたと思うときは、議会に対してその事実を申し立てて侮辱した議員の懲罰を要求することができます。

## 懲罰

議員が法律や規則・委員会条例に規定された規律を乱し、これらに違反した場合に、議会の議決を得て科せられる罰の事です。

### 1) 懲罰の事由

- ① 議員が正当な理由もなく応招しなかったり、正当な理由がなく欠席をして議長が招状を発しても、なお故なく出席しない場合
- ② 秘密会の内容を他にもらした場合
- ③ 本会議や委員会で無礼の言葉や、他人の私生活にわたる言論をした場合
- ④ 議長や委員長から発言の取消しや禁止、退場等を命じられても応じない場合
- ⑤ 戒告や陳謝の処分を受けても、これを拒否したり、陳謝文を朗読しない場合
- ⑥ 出席停止の処分を受けた議員が、停止期間中に出席し、議長又は委員長から退場を命じられてもなお退場しない場合
- ⑦ 上記のほか、地方自治法、会議規則及び委員会条例に違反した場合

### 2) 懲罰の種類

地方自治法第135条第1項によって次の4種類に法定されています。

- ① 戒告 ② 陳謝 ③ 一定期間の出席停止 ④ 除名

### 3) 懲罰短期事項の原則

懲罰の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならないが、秘密保持の規定違反の事犯については、この原則は適用されない。

### 4) 懲罰の発議

- ① 議員発議の場合は、議員定数の1/8以上の発議者が連署して議長に提出。
- ② 議長発議の場合は、議員が正当な理由もなく応招しなかったり、故なく欠席をし議長が招状を発しても、理由なく出席しない時に懲罰の発議ができます。
- ③ 侮辱を受けた議員が発議する場合は、本会議や委員会で侮辱を受けた議員が議会に訴えて侮辱を与えた議員の懲罰を求めることができます。

### 5) 懲罰の審議

懲罰は、議員の身分にかかわる重要な問題であり、必ず特別委員会を設置して付託し、審査するのが通例です。

# 山都町議会議員の定数を改正しました。

今後の当町の人口動態を見据え、行財政改革に資するとともに、議会活動の効率化を図るため、議員の定数を改正する必要があるとの理由で山都町議会議員の定数を、「18人」から「14人」に議員発議により条例改正しました。

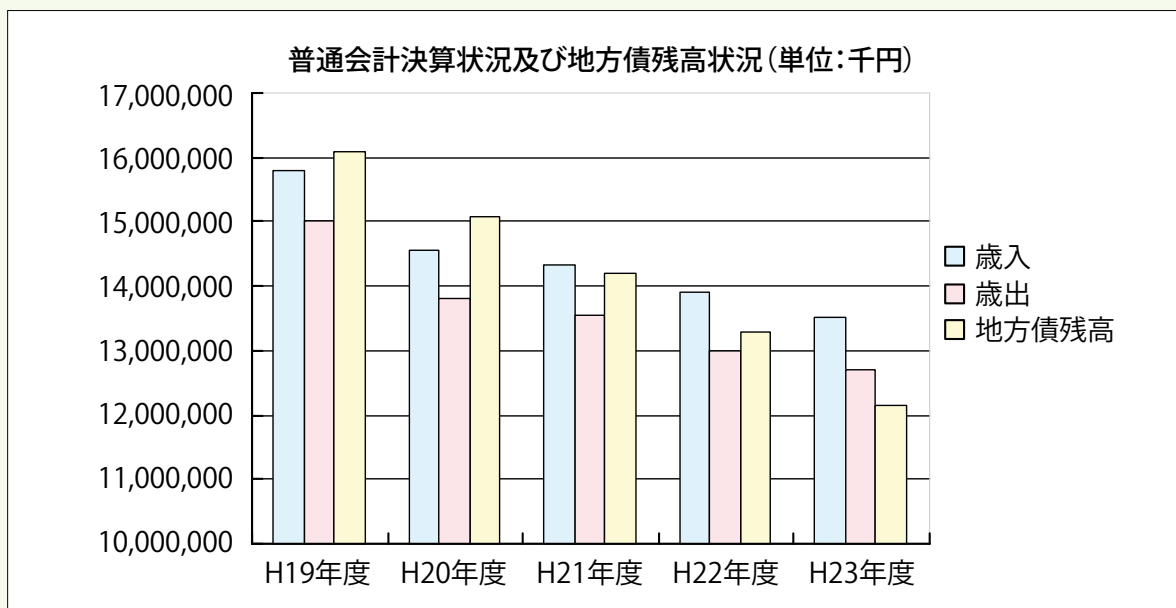
本年10月予定の山都町議会議員一般選挙から適用されます。

## 我が町のデータ・あれ!これ

### 町の財政事情から

町は、平成23年度の普通会計決算の状況と、平成24年度上半期の予算の執行状況等を公表したが、その中で普通会計決算状況と地方債の残高状況は下記のとおり。地方債は町村合併時の平成16年度末には、約180億円の残高があったが平成23年度末には、約121億円となり、約59億円減少した。このことについて、9月定例議会の決算審査で総務常任委員会は「財政体力の向上が図られており評価したい」と報告し、議会で決算を認定した。

なお、下記の表は平成19年度から平成23年度末までの5年間の推移を表しています。



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入	157億8,382万円	145億5,376万円	143億3,465万円	139億1,706万円	135億2,940万円
歳出	150億2,502万円	138億2,292万円	135億3,739万円	129億9,841万円	127億1,847万円
地方債残高	160億7,583万円	150億9,132万円	142億690万円	132億8,328万円	121億5,871万円

### 編集後記

ある日、ワイドショーを観ていたら「自然死のすすめ」を提唱する医者の話があった。

内容は「癌でさえも何の手出しもしなければ全く痛まず、穏やかに死んでいく。高齢者の癌にかかりながらの自然死を70例近く経験して、死ぬのは癌に限ると確信した」というのである。「本来、高齢者はどこか具合が悪いのが正常であり、不具合のほとんどが老化絡みで、医者にかかって薬を飲んだところで、すっかり良くなるわけではない。昔のように年を取れば、こんなものと諦めることも必要であり、年のせいを認めようとせずに「老」を「病」にすり替えていないか」という話であった。

癌と病名を告げられて、はたして治療せずにいられようか。今はよく治療法として抗がん剤が多く用いられていると聞く。別の話であるが、癌は、敵にまわすと闘い激痛を伴うという話もある。

人は誰でも年を重ね、いつかはその日(死)が来る。痛みもなく自然に死ぬのが一番楽な事だが、果たしてどうだろうか?

藤澤和生

### 発行責任者

議長 藤川 憲治

### 議会広報委員会

委員長 江藤 強  
副委員長 井手 邦男  
委員 赤星喜十郎  
委員 藤澤 和生